

公募要領

令和 7 年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」
(総合評価落札方式)

令和 7 年 9 月
文化庁国語課

入札説明書

文化庁の委託契約に係る入札公告（令和7年9月19日付け）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等の会計法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

- (1) 支出負担行為担当官 文化庁次長 伊藤 学司
- (2) 所属部局名 文化庁
- (3) 所在地 〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番 4

2 委託内容

- (1) 事業の名称等 令和7年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」
- (2) 事業内容等 別冊仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
- (5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、総合評価のための技術等に関する提案書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出しなければならない。（必要書類の種類及び部数については別紙1を参照）

- ② 競争加入者は、委託代金の概算払の有無、概算払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (4) 本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）。
- (5) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」

(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

- (6) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和7年度に「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。調達ポータルを確認し、資格審査申請手続を行うこと。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

4 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書及び総合評価のための書類の提出場所、契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁国語課指導・普及係

TEL 03-5253-4111 内線 2839

E-mail: kokugo-shidofukyu@mext.go.jp

- (2) 入札説明会の日時及び場所

日 時: 令和7年9月29日(月) 10:00~

場 所: オンライン(Zoom)にて実施

参加方法: 入札説明会に参加を希望する場合は令和7年9月25日(木)

16:00 までに下記宛先にメールにて申し込みすること。

・宛 先: kokugo-shidofukyu@mext.go.jp

・件 名: 令和7年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」

・記載内容: 参加者氏名、所属、連絡先(メールアドレス、電話番号)

- (3) 入札書等の受領期限

令和7年10月10日(金) 13:00まで

上記の期限を過ぎてからの提出は一切認めない。

- (4) 入札書の提出方法

競争加入者等は、本入札説明書、別冊仕様書、総合評価基準及び契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- ① 競争加入者等は、別紙 1「競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類」に定める書類を作成し、メール、郵送又は持参により入札書の受領期限までに提出すること。

- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別冊の入札書を作成し、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「10月31日開札 令和7年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」入札書在中」と朱書きし、配達の記録が残るようにした郵便・信書便による送付又は持参をすること。

※(1)に記載の部署名を漏れなく記載すること。

※(3)の受領期限必着とするため留意すること

※郵送上またはメール送信上の事故(未達等)については、当方は一切の責任を負わない。

(ア) 入札件名

(イ) 入札金額

- (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）
- (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名
- ③ メール、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札書の提出は認めない。
- ④ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ⑤ 競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙２の誓約書を提出しなければならない。ただし、国立大学法人又は独立行政法人は提出を要しない。
- (５) 入札の無効
入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。
 - ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
 - ② 入札件名及び入札金額のないもの
 - ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のないもの又は判然としないもの
 - ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
 - ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
 - ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
 - ⑦ 入札金額の記載を訂正したもの
 - ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
 - ⑨ この入札に関し、公正な競争を阻害する行為を行ったと認められる者の提出したもの
 - ⑩ この入札に関し、独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
 - ⑪ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
 - ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札書
 - ⑬ 上記（４）⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの（本項は、誓約書の提出を要しないこととされた者には適用しない）
- (６) 入札の取りやめ等
競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (７) 代理人による入札
 - ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

- (8) 開札の日時及び場所
令和7年10月31日(金) 14:00～ 文化庁第二会議室
- (9) 開札
- ① 開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
 - ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
 - ⑤ 競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
 - ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
 - ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。紙による入札を行った入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。なお、再度入札参加できる者は、当初入札に参加した者とする。

5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
- ① 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から総合評価のための書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ② 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
 - ③ 競争加入者等は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類
- ① 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類は別紙1～3および様式1～5により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認及び総合評価の実施以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。

- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 総合評価落札方式とする。
 - ① 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした技術等（以下「技術等」という。）の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該競争加入者の申し込みに係る入札価格に対する得点と、技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者をもって落札者とする。
 なお、入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
 - ② 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 契約書の作成
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 前記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ契約の相手方が決定したとしても双方が契約書に押印していない間は業務に着手することはできない。また、契約締結以前に契約の相手方が要した費用について、国は負担することはできないのでその点に十分留意するとともに、契約の相手方が決定した後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。
- (6) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。
- (7) 本件業務の検査等
 - ① 落札者が入札書とともに提出した総合評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
 - ② 検査終了後、落札者が提出した総合評価のための書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める

別 冊	仕様書、総合評価基準、実施要項、契約書（案）
別紙 1～3	競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
様式 1～5	技術提案書作成要領

令和7年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」

仕様書

1. 事業名

令和7年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」

2. 調査の目的

文化審議会国語分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）」（令和5年3月）では、今後5年から10年の間に取り組むべき課題を示している。このうちの「語彙に関する施策の在り方の検討」に関して、令和8年度以降、検討を行うことが想定される。令和7年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」（以下「本調査」という。）は、上記の検討に資するため、一般の社会生活における常用漢字を含む語彙の使用状況を確認しようとするものである。

本調査に先立ち、文化庁では、令和3年度に「漢字出現頻度数調査（4）」（以下「調査（4）」という。）を実施した。これは、平成22年に常用漢字表が改定されてから15年余が経過したことから、社会における漢字使用の実態を改めて把握するため、平成30年4月から令和3年3月までの間に刊行された、書籍、雑誌、教科書、辞書等1077冊（総文字数約1億7728万、総漢字数約5126万）を調査対象として、これらの書籍等に出現する全ての漢字の出現頻度を明らかにしたものである。

本調査は、「調査（4）」に出現している常用漢字が具体的にどのような語彙に用いられているのかを把握するため、出現する常用漢字を対象とし、その前後に用いられている文字を含む計3文字の文字列の出現頻度、さらに、3文字の文字列調査の結果を基に、対象とした常用漢字を含む漢字2文字の文字列の出現頻度について調査を行うものである。この調査によって、当該の漢字がどのような語の一部として用いられているかがおおむね明らかにできる。また、2文字の漢字文字列の頻度から、常用漢字を含む2字熟語がどのように使用されているか、その概況を把握することが可能となる。

3. 委託業務の内容

本調査では、以下に示す（1）～（5）の業務を委託する。いずれにおいても、「調査（4）」に使用した書籍、雑誌、教科書、辞書等のテキストデータと同一のデータを使用する。（このデータは、文化庁が保持するものではない。「調査（4）」で使用した書籍類1077冊の一覧に従い、これをデータ化する等の必要がある。）その際、「調査（4）」におけるデータとの同一性を保証するとともに、このデータの使用に当たって、データを保持する者や著作者との間で権利的な問題等がないことを確認すること。

（1）調査対象の確定

「漢字出現頻度数調査（4）」の結果から、次の対象漢字等を確定する。その際、調査結果のうち、漢字とみなされないもの（部首などの構成要素等）は除く。

- ① 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）における2,136字
- ② ①とは別に文化庁が指定する特定の漢字
- ③ そのほか、文化庁が指定する漢字に関する文字列（4文字以上の文字列を含む。）

(2) 調査対象漢字（全常用漢字）とその前後の文字による3文字の文字列データ抽出

(1) で確定した調査対象漢字に関して、該当漢字とその前後個の文字による3文字の文字列の頻度数調査（悉皆調査）を実施する。また、このために、必要に応じて調査用プログラムを作成する。

(3) 調査対象漢字（全常用漢字）とその前又は後の文字による2文字の文字列データ抽出

(2) で抽出した3文字の文字列から、調査対象となる常用漢字を含む漢字2文字による文字列を抽出し、頻度数調査を実施する。このとき、仮名、英数字、記号類は対象としない。また、このために、必要に応じて調査用プログラムを作成する。

(4) データ処理

出現文字列頻度数調査の結果に基づき、次の①～③について集計する。その際、「出現文字列頻度数調査(2) (令和5年3月 文化庁)」の様式及び内容を参考とすること。特に、一文字目に漢字以外の、仮名、算用数字、ラテン文字、記号等が現れる場合の扱いについては、調査対象資料がユニコードによって作成されているために生ずる変更点を除いては、基本的に平成5年調査の方法を踏襲することとする。また、これらの集計結果については、文化庁で加工、活用しやすいものとなるようその形式を文化庁と協議した上で、エクセルファイル等の電子データとしてまとめること。

① 各常用漢字の字種における3文字の文字列ごとの出現回数

② 常用漢字の各字種を含み漢字のみで構成される2文字の文字列ごとの出現回数

③ 文化庁が指定する特定の文字列(2又は3文字。最大20とする。)の出現回数

(5) 報告書作成

上記(2)～(4)に基づいて、報告書を作成し、提出する。報告書は、データに関する詳細な分析を要するものではなく、主に調査の趣旨とその方法を示すものとする。その際、報告書には「調査(4)」に基づく索引を付す。索引の作成に当たっては、別紙「出現文字列頻度数調査(2)」の様式を参考とし、文化庁と協議すること。

4. 納入

(1) 成果物

ア) 委託業務完了報告書

イ) 実施状況報告書

ウ) 調査報告書

エ) 調査結果を集計処理した電子データ一式

オ) 経費報告書及び裏付け書類の電子データ一式

※ ア)～オ)の電子データは、一つ一つ媒体を分ける必要はなく、幾つかをまとめて一つの媒体に収めてもよい。原則、電子媒体(可変媒体)にて提出することとするが、データ量等により、DVD-ROM又はCD-ROMによる納品を依頼する場合もある。

(2) 納入先 文化庁国語課(〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2)

(3) 納入期限 令和8年3月31日(火)

5. 事業規模

1事業者採択、 8,100,000円(税込)を上限とする。

6. その他

- (1) 落札者は、業務計画書を提出すること。
- (2) 業務実施に当たっては、契約書、業務計画書及び文化庁委託業務実施要領等を順守すること。
- (3) 本業務の契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行う。
- (4) 受託者は、本業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受託者は、本業務に関わる情報（文化庁の提供した情報も含む）を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務のみに使用し、その他の目的には使用しないこと。
- (5) 本業務の実施に当たって発生した著作物及び成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、文化庁に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。加えて、本業務の実施に当たっては著作権の保護や成果物等の取扱いに十分に配慮すること。
- (6) 委託金の支払は、事業終了後に提出する書類がそろい、精査の上、額が確定してからとなる。なお、委託契約の締結後に、必要に応じて概算払の手続が可能である。ただし、概算払は財務省との協議が必要なため、支払までに時間が掛かる。また、協議の結果、概算払ができない場合がある。
- (7) 検収は文化庁が行い、業務終了後に、受託者の責任による誤り等が判明した場合には、当庁の指定する日時までに指示内容を修正するものとする。
- (8) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切か否かについても、委託費支払に際して厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該委託費の支払が行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提として、本委託事業の受託可否を検討すること。また、支払を証明する書類等は、受託者において整理し、適切に管理し、文化庁からの求めがあった場合には速やかに提出すること。
- (9) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (10) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文化庁の担当官と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 委託契約事務は、会計法等国の予算執行に係る諸法令に等に基づき、文化庁が行う。

以上

令和7年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」総合評価基準

本資料は、文化庁が実施する令和7年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」事業の入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準並びに別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	50	100	150

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。

② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和 7 年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」に係る
評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ○分類 : 価格と同等に評価できない項目

評価項目（要求要件）	基礎点	加 点	分 類
1 業務の実施方針〔50点〕	30	20	
① 調査内容の妥当性、独創性	15	5	○
＊ i）仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	5	5	
＊ ii）調査研究に必要な分析や課題設定の観点が妥当であること。	5		
＊ iii）予定している成果等が明確に示されており、それらが有効かつ妥当なものであること。	5		
② 調査方法の妥当性、独創性	10	10	○
＊ i）調査の抽出・分析手法が明確に示されており、妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5	
＊ ii）調査項目・調査手法が明確に示されており、妥当であること。〔調査手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5	
③ 作業計画の妥当性、効率性	5	5	○
＊ i）作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	5	5	
2 組織の経験・能力〔17点〕	7	10	
① 組織の調査業務の経験		5	
i）組織として過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。		5	
② 組織の調査実施能力	7	5	
＊ i）事業を遂行するための人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。	3	5	
＊ ii）組織として事業を遂行するために必要な知見・情報収集力を有していること。〔特に幅広い知見・優れた情報収集力を有しており、的確かつ速やかな分析が可能であれば加点する。〕	2		
＊ iii）事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	2		
3 業務従事予定者の経験・能力〔23点〕	8	15	
① 業務従事予定者の類似調査業務の経験		5	
i）業務従事予定者が過去に類似の調査や関連分野の調査をした実績があればその内容に応じて加点する。		5	
② 業務従事予定者の調査内容に関する専門的知見・適格性	8	10	
＊ i）調査内容に関する専門的知見・調査分析能力等を有すること。	4	5	
ii）調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。	4	5	

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標〔5点〕		5	
① ワーク・ライフ・バランス等の取組			
i) 以下のいずれかの認定等を受けていること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。 ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5	
5 賃上げを実施する企業に関する指標〔5点〕		5	
① 賃上げの表明			
以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする） i) 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ii) 令和7年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。		5	
合 計 〔100点〕	45	55	

令和7年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」に係る
加点付与基準

加点評価項目	評 価 区 分		
	大変 優れている	優れている	やや 優れている
1 業務の実施方針			
① 調査内容の妥当性、独創性			
i) 仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。	5	3	1
② 調査方法の妥当性、独創性			
i) 分析手法に事業成果を高めるための工夫	5	3	1
ii) 調査手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。	5	3	1
③ 作業計画の妥当性、効率性			
i) 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2 組織の経験・能力			
① 組織の調査業務の経験			
i) 類似調査の実績内容について	5	3	1
② 組織の調査実施能力			
ii) 幅広い知見・優れた情報収集能力・速やかな分析について	5	3	1
3 業務従事予定者の経験・能力			
① 業務従事予定者の類似調査業務の経験			
i) 類似調査業務の実績内容について	5	3	1
② 業務従事予定者の調査内容に関する専門的知見・適格性			
i) 調査内容に関する専門的知見・調査分析能力等について	5	3	1
ii) 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が 高い区分により加点を行うものとする。		
① ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		3	
・認定段階3		4	
・プラチナえるぼし認定企業		5	
・行動計画策定（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合の		1	

み)	
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	
・くるみん認定①（平成２９年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号。以下「平成２９年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は平成２９年改正省令附則第２条第３項に掲げる基準による認定）	2
・トライくるみん認定①（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第１４６号。以下「令和６年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第３号及び第４号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定）	3
・くるみん認定②（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１８５号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和３年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。））	3
・トライくるみん認定②（令和７年４月１日 日以降の基準）（令和６年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定）	3
・くるみん認定③（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）（令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。））	3
・くるみん認定④（令和７年４月１日以降の基準）（令和６年改正省令による新施行規則第４条第１項第１号及び第２号に掲げる基準による認定）	4
・プラチナくるみん認定	5
・行動計画（令和７年４月１日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若年雇用促進法）に基づく認定	

・ユースエール認定	4
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	
5 賃上げを実施する企業に関する指標	5-①- i と 5-①- ii のいずれかを加点するものとする。
i) 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
ii) 令和7年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。	

審査要領

令和7年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数査」事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、別添の「審査委員の利害関係者に対する審査基準」に従い、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している機関から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁に報告しなければならない。

2 文化庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

審査委員の利害関係者に対する審査基準

委託事業の選定に際し、審査委員と競争参加者との間に利害関係が生じている場合は、原則として、次のとおり行うものとする。

(1) 利害関係者の範囲

審査委員と競争参加者との間に強い関係性を有していて当該競争参加者の審査を行うことが適切ではないとみなされる例は、以下のとおりである。

○利害関係者の範囲例

- ・競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ・審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ・審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ・審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

(2) 利害関係の報告

審査委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で事務担当官に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は以下に従って処理しなければならない。

①審査委員と競争参加者との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合

審査委員は、その利害関係を有している競争参加者の審査から外れなければならない。

②それ以外の関係性を有している場合

審査委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合※も、その競争参加者の審査から外れなければならない。

事業担当課は、第三者機関にその見極めの判断を求めなければならない。この場合の第三者機関としては当該審査委員会が適当である。

第三者機関は、申し出のあった審査委員以外の委員の中から委員長を決め、当該審査委員から説明を求めるなどにより審査への参加の是非を判断しなければならない。なお、第三者機関はその判断を拒否することもできる。この場合、当該審査委員はその競争参加者の審査からは必ず外れなければならないこととなる。また、当該審査委員自らがその競争参加者の審査から外れる旨を文書にて申し出た場合も当該競争参加者の審査から必ず外れなければならない。なお、事務担当課は、第三者機関による判断の結果とその理由等を必ず記録して保管しておかなければならない。

※例えば、委員自身が、企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

（３）審査委員の再選定

審査委員が審査から外れることによって２名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、もはや審査の公正性を担保することができないことから、該当する審査委員を選定し直さなければならない。

令和7年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」委託実施要項

令和7年9月12日

文化庁次長決定

1. 趣旨

調査対象の書籍等に出現する常用漢字を含む漢字文字列の使用頻度を計数し、常用漢字がどのような熟語の一部として使用されているのか、その状況を明らかにすることで、我が国における漢字が社会生活上どのように用いられているのかを把握し、国語施策(特に今後の漢字及び語彙に関する施策)のための基礎資料とする。

2. 委嘱内容

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、以下の調査の実施を委託する。

(1) 調査データの準備

令和3年度に実施した「漢字出現頻度数調査(4)」で使用した書籍、雑誌、教科書、辞書等1077冊分の文字データと同一のデータを準備する。

(2) 調査プログラムの作成

上記(1)で準備したデータに含まれる約5,126万の漢字を調査対象として、このうちの調査対象漢字(全常用漢字)とその前後の文字による3文字の文字列を抽出し頻度数調査を実施する。また、抽出した3文字の文字列から常用漢字を含む漢字2文字による文字列を抽出し頻度数調査を実施する。これらのため、必要に応じて調査用プログラムを作成する。

(3) 調査の実施

調査対象となる各常用漢字の字種における文字列ごとの出現回数を明らかにし集計する。

3. 業務の委託先

文化庁は以下の団体に業務を委託する。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、次のアからエの要件を満たしている団体

ア 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。

イ 団体の意志を決定し、執行し、代表する機構又は機関が確立していること。

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。

4. 委託期間

委託期間は、委託を締結した日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出するものとする。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を比較検討し、内容が最も適切であると認めた団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・保険料・雑役務費・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、受託団体が本契約の定めに違反し、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約を解除すること又は経費の全部もしくは一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了の報告

受託団体は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9. 委託費の支払

文化庁は、上記8により提出された委託業務完了報告書について照合（必要に応じて行う現地調査を含む。）を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費を受託団体へ支払うものとする。

10. その他

- (1) 文化庁は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、本委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。

- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、本委託業務の実施の過程で知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本委託業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領(平成 20 年 2 月 1 日文化庁次長決定)に定めるところによる。

委 託 契 約 書（案）

支出負担行為担当官文化庁次長 伊藤 学司（以下「甲」という。）と《受託者》（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第 1 条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

（ 1 ） 委託業務名 令和 7 年度「常用漢字を含む出現文字列頻度数調査」

（ 2 ） 委託業務の内容及び経費 （別添）業務計画書のとおり。ただし、第 9 条によった変更業務計画書承認後は変更業務計画書のとおりとする。

（ 3 ） 委託期間 契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日

（委託業務の実施）

第 2 条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託実施要項等及び業務計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託経費の額）

第 3 条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託経費」という。）として、
円（うち消費税額及び地方消費税額 円・消費税率10%）
を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、算出した額である。

3 乙は、委託費を（別添）業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第 4 条 会計法（昭和 2 2 年法律第 3 5 号）第 2 9 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 1 0 0 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

（危険負担）

第 5 条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第 6 条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第7条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託という。」）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の再委託承認申請書の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第2項に規定する甲の承認があったものとする。
- 5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 6 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(再々委託の履行体制の把握)

第8条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された再々委託届出書を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。
- 3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

(業務の変更)

第9条 乙は、第33条に規定する場合を除き、別添の業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、経費の内訳の変更による費目間の流用で、その流用額が総額の20%未満の場合はこの限りではない。

- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(業務の廃止等)

第10条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務完了(廃止)報告)

第11条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて検査するものとする。

(額の確定)

第13条 甲は、前条の検査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託業務に要した経費について調査を行い、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第14条 第12条の検査又は前条第1項の調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託経費の支払)

第15条 甲は、第13条第1項の規定による額の確定後、乙に委託経費を支払うものとする。

2 委託経費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙(銀行口座情報)に記載の口座に振り込むものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払を完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 甲は、乙の請求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託経費の一部又は全部を概算払することができる。

(過払金の返還)

第16条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託経費が、第13条第1

項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

- 2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として払わなければならない。

(成果報告)

- 第17条 乙は、第12条の規定に基づく報告書の提出までに成果物がある場合には、印刷物1部及び電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう）で作られる記録をいう。）を委託業務成果物として、甲に提出するものとする。

(コンテンツに係る知的財産権)

- 第18条 この契約書において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するものをいう。

(知的財産権の範囲)

- 第19条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう
- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
- (3) 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知らされていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「特定情報」という。）に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される利益に係る権利
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものに

については育成並びに特定情報については案出をいう。

- 3 この契約書において、「知的財産権の実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びに特定情報の使用および開示をいう。

(知的財産権の帰属)

第20条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書(コンテンツ)で甲に届け出た場合、委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権については、遅滞なく、第22条の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する確認書(コンテンツ)を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の確認書(コンテンツ)を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない

い。

（国等による無償の実施）

第 2 1 条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、本契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

（知的財産権の報告）

第 2 2 条 乙は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から 6 0 日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、及び商標登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託業務において制作したコンテンツに係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第 1 項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には設定の登録等の日から 6 0 日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、委託業務に係る著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から 6 0 日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務に係るコンテンツを自ら利用したとき及び第三者にその実施を許諾したときはコンテンツ利用届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第 2 3 条 乙は、委託業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 2 条、第 2 4 条、第 2 5 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第 2 0 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第 1 項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第 2 4 条 乙は、委託業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第 2 0 条、第 2 1 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第 2 0 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

第25条 乙は、委託業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（特定情報の指定）

第26条 甲及び乙は、協議の上、委託業務に係るコンテンツに関する特定情報に該当するものについて、速やかに指定するものとする。

（知的財産権の管理）

第27条 第20条第2項に該当する場合、乙は、委託業務に係るコンテンツの制作について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。

（1）特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

（2）回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

（職務発明規程の整備等）

第28条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又は、その旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

（知的財産権の使用）

第29条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

（個人情報の取扱い）

第30条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることと

なるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 8 乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（当該第三者が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。
- 9 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（成果の利用等）

- 第31条 乙は、委託業務によって得た成果（第20条第1項に基づき、乙に帰属する知的財産権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(委託業務の調査)

第32条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託経費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(契約の解除等)

第33条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(不正行為等に対する措置)

第34条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第35条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。

2 前項の利息は、返還金にかかる委託経費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等不正行為に係る違約金等)

第36条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95

条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第37条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第38条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第39条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。））、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第40条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第41条 甲は、第37条、第38条及び前条第2項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第37条、第38条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第42条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警

察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（代表者変更等の届出）

第43条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

（書類の保管等）

第44条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

（秘密の保持等）

第45条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

（疑義の解決）

第46条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

(甲) 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 8 5 番 4
支出負担行為担当官
文化庁次長 伊藤 学司

(乙) 住所
名称
代表者職名、氏名

別紙(銀行口座情報)

住所 〒	
名称	
代表者役職名、氏名	

※1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります。

振込先口座(注意:国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)					
カナ口座名義 ※通帳に表記されているカナ口座名義を記入					
ゆうちょ銀行以外の金融機関					
金融機関名			支店名		
金融機関コード ※"0"を省略せずに 必ず4桁で記入			店舗コード ※"0"を省略せずに 必ず3桁で記入		
預金種別 ※普通預金、当座預金、別段預 金のいずれかを記入			口座番号 ※必ず7桁で記入。7桁未満の 場合は、頭に"0"を付けて 7桁にすること。		
ゆうちょ銀行(通帳に表記されている 記号5桁 及び 番号8桁 を記入)					
例)記号 12340-1 → 234 の部分を記入(1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、-1は記入不要)					
番号 12345671 → 1234567 まで記入(8桁目の1は固定なので記入不要)					
ゆうちょ銀行	記号	1	0		
	番号				1
				※番号が8桁未満の場合は、頭に"0"を付けて8桁にすること。	

上記、銀行口座についての問い合わせ先

担当者役職名、氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※2注意 契約書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。